

小木直江津航路を利用した 旅行商品造成促進事業補助金

小木直江津航路の利用促進と、佐渡市及び上越市における交流機会の活性化を図るため、両市に立ち寄り、又は宿泊する旅行商品の造成を支援します。

補助対象者

旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2に基づく旅行業及び旅行業者代理業の登録を受けた旅行会社

補助対象事業

次の要件をすべて満たし、申請区分①～③のいずれかに該当する団体旅行が補助対象となります。

- 往復とも小木直江津航路を利用すること。
- 旅行に参加する人数が運転手、添乗員等を除き10人以上であること。
- 旅行の行程表等に、立ち寄り先及び宿泊先についてすべて明記すること。
- 両市、本協議会、（一社）佐渡観光交流機構、及び（公社）上越観光コンベンション協会から他の補助金等の交付を受けていないこと。

| 申請区分 | 補助対象条件 |
|-------------------------|--|
| ① 両市を発着地とする 募集型企画旅行 | <ul style="list-style-type: none">・両市のいずれかに本社又は営業所を有する旅行会社であること。・出発地を除き、<u>両市で2か所以上立ち寄るか、2か所以上立ち寄るとともに、1泊以上宿泊すること。</u>・募集告知等に本協議会の支援事業を利用している旨を明記すること。 |
| ② 両市を発着地とする 受注型企画旅行 | <ul style="list-style-type: none">・両市のいずれかに本社又は営業所を有する旅行会社であること。・出発地を除き、<u>両市で1か所以上立ち寄るか、1泊以上宿泊すること。</u> |
| ③ 両市外を発着地とする 募集型企画旅行 | <ul style="list-style-type: none">・<u>両市のそれぞれで、1か所以上立ち寄ること</u>・募集告知等に本協議会の支援事業を利用している旨を明記すること。 |

補助金額

申請区分に応じ、次に定める金額を交付します。

| 申請区分 | 補助金額 |
|-------------------------|---|
| ① 両市を発着地とする 募集型企画旅行 | 旅行者1人につき、立ち寄りのみで5,000円 立ち寄りと宿泊で10,000円 |
| ② 両市を発着地とする 受注型企画旅行 | 旅行者1人につき、1,000円 |
| ③ 両市外を発着地とする 募集型企画旅行 | ツアー1本につき、50,000円 |

申請方法

申請書類に記載し、必要書類を添付のうえ、下記まで郵送で提出してください。

※申請は旅行商品の企画毎に、実施の15日前までに行ってください。

(補助金の交付決定前に実施された旅行は補助対象となりません)

<送付先> 〒943-8601 上越市木田1-1-3
上越市観光交流推進課(佐渡市・上越市観光・航路連携協議会事務局) 宛

補助金申請から交付までの流れ

① 交付申請

- 交付申請書(第1号様式)に以下の書類を添付し、提出してください。
 - ・ 旅行の企画書面(旅行の行程、内容、代金及びその他の条件等に関する企画内容を記載した任意の書面)

② 交付決定

- 書類審査後、補助金の交付の可否を決定し、協議会から書面(交付決定通知書)にて通知します。
※補助金は、予算の範囲内で先着順です。

③ 事業着手 (旅行の実施)

- 交付決定の通知後に、補助対象事業に着手(旅行の実施)してください。
※交付決定前に実施された旅行は補助対象となりません。

④ 実績報告 (兼補助金請求)

- 事業完了後は速やかに実績報告書兼交付請求書(第3号様式)に以下の書類を添付し、提出してください。
 - ・ 旅行の行程表(実績)
 - ・ 施設等への立ち寄りや、宿泊したことが分かる書類
※施設利用時の領収書、請求書、クーポン(バウチャー)等の写しや、立ち寄り、宿泊を証する任意の書類

⑤ 交付確定

- 書類審査後、協議会から書面(交付確定通知書)にて通知します。

⑥ 補助金交付

- 交付確定の通知後に、指定口座に補助金をお振込みします。通帳の記帳等により、正しく入金されていることを確認してください。

問合せ先

上越市観光交流推進課(佐渡市・上越市観光・航路連携協議会事務局) (担当:山崎)

〒943-8601 上越市木田1-1-3

TEL: 025-520-5740 FAX: 025-520-5852

メールアドレス: kanko@city.joetsu.lg.jp